

## 「このとりのゆりかご」検証会議 「検証結果の中間とりまとめ」について

平成20年9月8日

「このとりのゆりかご」検証会議

(熊本県少子化対策課まとめ)

「このとりのゆりかご」は、平成19年5月10日に運用が開始されたが、熊本県では、ゆりかごをめぐる社会的課題、法制度上の課題などを検討するため、平成19年10月に「このとりのゆりかご検証会議」を設置し、これまで4回の会議を開催し、意見の交換がなされてきた。

「検証結果の中間とりまとめ」については、平成20年8月11日の第4回会議において、ほぼ意見の一致を見たものであり、その後個別に委員間の調整が行われた上で、今般、公表できるものとしてまとめられた。

以下、検証会議の「中間とりまとめ」の目的等について、熊本県少子化対策課で要約したが、その概要は以下のとおりである。

### 1. 中間とりまとめの目的

- 中間とりまとめは、ゆりかご利用事例の総括、ゆりかごをめぐる社会的課題や法制度上の課題などを中心に、中間的な議論の整理が行われている。このうち、対応が急がれる課題については、関係機関への提言としてとりまとめられている。
- 中間とりまとめは、ゆりかごをめぐる課題について広く社会的な論議がなされることを期待して、その内容が公表されるものである。

### 2. 中間とりまとめのポイント

- 検証の対象期間は、平成19年5月10日から平成20年3月31日までとし、熊本市から公表されたゆりかご利用の17事例とされた。ただし、検証対象事例については、平成20年8月末までの状況も含めて検証が行われた。また、慈恵病院の相談事例もとりあげ、ゆりかご利用事例との比較、考察が行われた。
- ゆりかごをめぐる課題に記載した内容については、各委員の間で細かなニュアンスの違いはあるものの、すべての委員で共有できたものである。
- ゆりかご利用事例の背景・事情などについて、個人が特定されないよう最大限の配慮をした上で、明らかにされた。これは、検証の目的が、ゆりかごをめぐる諸課題を導き出すことにあり、その根拠を示す必要があると判断されたためである。
- ゆりかごの仕組みと関係機関での対応について、明らかにされた。これは、ゆりかごの仕組みや社会的養護の制度について、広く理解を求めためである。
- 「子どもの命の救済」と「子どもの権利の保障」「親の養育責任の放棄ではないか」など、ゆりかごに対する評価については、最終報告に向けて、引き続き議論を深めることとされた。

### 3. 中間とりまとめの構成

#### ○はじめに

- ・ 中間とりまとめの基本的な考え方を示すとともに、検証の役割分担、審議の経過、特に留意した事項、検証の対象期間、ゆりかご事例に関する記述の考え方、検証の方法を記載。

#### 第1章 ゆりかごについて

- ・ ゆりかごが設置されるまでの経緯とゆりかごの仕組み、慈恵病院、熊本県、熊本市など関係機関における対応を記載。

#### 第2章 ゆりかごの利用状況と慈恵病院での相談対応状況

- ・ ゆりかごの利用状況と利用の背景や事情について総括するとともに、預け入れられた後の子どもの状況について記載。
- ・ 慈恵病院での相談事例の総括をするとともに、ゆりかご事例との比較を実施。
- ・ 関連することとして、子どもの遺棄の状況についても考察。

#### 第3章 ゆりかごをめぐる課題と意見

- ・ ゆりかごに預け入れる以前に関しての課題と意見として、妊娠・出産・養育に係る相談体制、妊娠期からの支援体制の強化、社会全体での取組に関して、委員から出された課題と意見を記載。
- ・ ゆりかごの運用面での課題と意見として、慈恵病院での対応、児童相談所の初期対応、利用状況などの公表（情報の公開）に関して、委員から出された課題と意見を記載。
- ・ ゆりかごに預け入れられた子どもの支援に関する課題と意見として、児童相談所などでの保護・支援、子どもの健全な成長の確保、里親制度と特別養子縁組制度に関して、委員から出された課題と意見を記載。
- ・ ゆりかごの社会的な位置づけに関する意見として、ゆりかごの持つ特性、ゆりかごの意義と課題、ゆりかごの利用状況をどうとらえるか、ゆりかごをどう位置づけるかに関して、委員から出された意見を記載。

#### 第4章 当面の課題への早急な対応

- ・ 対応が急がれる課題を整理し、慈恵病院・熊本県・熊本市、国など関係機関に対する要望事項を記載。

#### ○おわりに

- ・ 最終報告に向けて議論していくことなどを記載。

## <要約版>

### 「このとりのゆりかご」をめぐる課題と意見 ～検証結果の中間とりまとめ～

平成 20 年 9 月 8 日  
「このとりのゆりかご」検証会議

※この要約版は、本編の内容を、事務局（熊本県少子化対策課）で要約・説明したものである。

#### はじめに

- 中間とりまとめの基本的な考え方を明らかにするとともに、検証の役割分担、審議の経過、特に留意した事項、検証の対象期間、ゆりかご事例に関する記述の考え方、検証の方法などが記載されている。

#### 〈検証に当たり留意した事項〉

- ・ 子どもの人権と福祉の観点、ゆりかごが設置された社会的な背景や課題の観点、制度上の課題と今後の求められる方策の観点から検証を実施した。

#### 〈検証の対象期間〉

- ・ 熊本市の公表対象期間と同一期間の 17 事例を検証の対象とした。ただし、当該検証対象の 17 事例については、平成 20 年 8 月末までに判明した新規の情報・状況の変化も含めて検証を行った。

#### 〈ゆりかご事例に関する記述の考え方〉

- ・ 個別事例にかかる統計数値は、熊本市が公表した項目に止めた。
- ・ ゆりかごをめぐる諸課題を導き出す根拠として示す必要があると判断される事例の背景など重要な事項については、子ども個人が特定されないように最大限の配慮をしながら記した。

#### 〈検証の方法〉

- ・ 以下の 3 つの段階に分けて検討項目と課題を整理した。
  - a. ゆりかごに預け入れる以前
  - b. ゆりかごの運用面
  - c. ゆりかごに預け入れられた子どもの支援

#### 〈早急に取り組むべき課題について〉

- ・ 「早急に取り組むべき課題」に関しては、この中間とりまとめにおいても、提言と要望を記載した。今後さらに検討を進め、21 年秋に予定している最終報告に提言と要望を盛り込む予定である。

## 第 1 章 ゆりかごについて

### 1. ゆりかごが設置されるまでの経緯

- 平成 18 年 12 月に、熊本市島崎の慈恵病院は、ゆりかご設置に伴い、医療法に基づく建物変更許可申請を熊本市に提出した。
- 熊本市では、刑法、児童福祉法、児童虐待防止法上の問題を中心に許可の是非について検討を行い、国が「直ちに違法とは言えない」との判断を示したことから、19 年 4 月 5 日に医療法に基づく許可を行った。

### 2. ゆりかごの仕組みと対応

- ゆりかごは、現行法が想定していない仕組みであるが、子どもが預け入れられた場合、現行の児童福祉など既存の枠組で対応していくこととなる。

#### (1) ゆりかごの仕組み

##### 【慈恵病院内での初期対応】

- ゆりかごに子どもが預けられた場合は、ナースステーションに取り付けられたブザーが鳴り、看護師が駆けつける。
- 子どもは、医師による健康チェックの後、新生児室内に移される。
- 熊本南署、熊本県中央児童相談所、熊本市へ通報する。

#### (2) 関係機関での対応

##### 【連絡を受けた関係機関での対応】

- 熊本南署は、保護責任者遺棄罪など「事件性」がないか確認する。また、戸籍法に基づき、「棄児」として、熊本市長に申し出る。
- 申出を受けて熊本市では、就籍手続きを行う。

##### 【熊本中央児童相談所での対応】

- 熊本県中央児童相談所では、児童福祉法の要保護児童の通告として対応し、直ちに職員を派遣し、即日、一時保護措置をとる。安定した状態の子どもについては、即日、遅くとも翌日には乳児院などへの入所措置がとられる。
- 子どもの成育歴や家庭環境などを把握するため社会調査を実施する。
- 親が判明しない子どもについては、乳児院・児童養護施設などへの入所措置など、「公の責任」の下で社会的養護の仕組みで対応される。

## 第2章 ゆりかごの利用状況と慈恵病院での相談対応状況

### 1. ゆりかごの利用状況と背景

#### (1) ゆりかごの利用状況

- 平成19年5月10日から平成20年3月31日までの期間に、合計17人の子どもの預け入れがあった。
- 性別では、男児13人、女児4人、年齢別では、新生児14人、乳児2人、幼児1人であった。
- 何らかの医療行為を要する事例が2件あった。
- 着衣以外の「物」が置かれていた事例は、13件であった。

#### (2) ゆりかごの利用の背景や事情

##### 【親の状況】

- 親の居住地は、17件のうち10件について判明している。これらはすべて県外からであった。
- 母親の年齢は、10代1割、20代3割、30代と40代で6割であった。
- 母親の状況は、未婚者の事例は確認されておらず、既婚事例6割、ひとり親家庭4割であった。また、父親、母親とも外国人という事例があった。
- 預け入れられた子どもにきょうだいがいる事例が9割を占めた。

##### 【子どもを出産したときの状況】

- 医療機関で出産した事例が7割、一人で自宅や車中で出産した事例が3割見られた。
- 子どもを預け入れに来た者は、母親一人で来た事例、男女で預け入れに来た事例、祖父母が預け入れに来た事例などさまざまであった。

##### 【公的機関との関わりの状況】

- 既にきょうだいが養育困難として乳児院に入所措置されているなど、親の居住地の児童相談所が関わっていた事例があった。
- 預け入れる前の段階で、親が居住地の児童相談所に相談している事例が複数あった。

##### 【その他】

- 障がいのある子どもが預け入れられたケースがあった。

#### (3) 預け入れられた後の子どもの状況

##### 【本県内での子どもの養育】

- 施設の職員から、子どものケアに当たって家庭環境などの情報がないため、適切な養育と援助を行っていく上で苦慮するとの訴えがある。

##### 【親が判明した場合のケース移管】

- 親が判明するきっかけは、親が思い直して連絡をしてくる場合、親が手がかりを残していく場合、親の居住地の市町村などから連絡が入る場合などがあった。
- 判明したものは、親の居住地の児童相談所と協議を行い、ケースを移管した。
- 親が判明して、本県中央児童相談所から親の居住地の児童相談所に移管されるまでの期間は、最短で当日、長いもので2か月程度を要している。

### 2. 慈恵病院での相談対応の状況と背景

#### (1) 病院での相談対応の状況

##### 【相談の実績】

- 平成19年度の相談件数は501件であり、大幅に増加している。
- 匿名での24時間のフリーダイヤルであることから、広域的な相談センターとして利用されている実態にある。

#### (2) 病院相談事例の総括

##### 【病院相談事例の特徴】

- 出産が間近な事例や緊急に保護が必要な事例など、相談において対応の難しい事例が見られる。

#### (3) 病院相談事例とゆりかご事例の比較

##### 【共通する点】

- 全国からの利用となっている。
- さまざまな理由から、子育てに自信がない事例が多い。
- 思いがけない妊娠に悩む場合など、リスクの高い事例が多い。

##### 【異なる点】

- 病院相談事例では、県内からの相談が4割程度を占めている。ゆりかご事例では、親の居住地が判明しているものはすべて県外である。
- 親の年齢は、病院相談事例では、10代、20代で6割となっている。一方で、ゆりかご事例では、30代、40代で6割となっている。

- 病院相談事例では未婚4割、既婚4割とほぼ同じであるのに対して、ゆりかご事例では、既婚6割、ひとり親家庭4割で、未婚の事例は確認されていない。

### 3. ゆりかごの周辺事例

#### (1) 子どもの遺棄の状況

##### 【全国の棄児数の推移】

- 国が統計で把握している平成12年度以前のうち、平成9年度から平成12年度の4年間の全国の年間棄児数は、年間200人程度で推移している。
- 平成13年度以降について、熊本県が行った調査では、平成18年度まで年間平均34人であったが、平成19年度は66人であった。

#### (2) その他の考慮すべき事例

- ゆりかごの設置以降発生した、子どもの遺棄や嬰兒殺の中には、ゆりかごの設置に影響を受けた部分が否定できないものもある。

## 第3章 ゆりかごをめぐる課題と意見

### 1. ゆりかごに預け入れる以前に関する課題と意見

#### (1) 妊娠・出産・養育にかかる相談体制に関する課題と意見

##### 【匿名性についての課題と意見】

- 妊娠や出産を隠したい女性は秘密のうちにかつ早急に解決したい希望を持っているため、児童相談所など公的相談窓口を敬遠する傾向にある。

##### 【現状の公的サービスの使いづらさについての課題と意見】

- 児童相談所のイメージは虐待対応中心であり、一般の人は、妊娠・出産の相談窓口としては浮かばないのではないか。
- 利用者の気持ちを受け止める仕組みを考えていく必要がある。

##### 【市町村を中心とした相談体制についての課題と意見】

- 児童家庭福祉問題への対応については、現在、地域における相談体制を充実する方向がとられているが、深刻な妊娠や出産にかかる相談については、逆に地域では相談しにくい心理的な状況が見られる。
- 要保護児童対策は市町村を中心という一方に加えて、地域・市町村・都道府県境をこえて「広域」で対応していく方向性も考える必要がある。

##### 【公的相談と民間相談との役割分担・連携に関する課題と意見】

- 児童家庭福祉の相談では、相談者のニーズに合った確かな対応ができるように、公立、私立、公・私立といった相談機能の適切な組合せと連携が必要である。
- 民間の医療機関で相談対応できるよう、医療機関に児童福祉法上の職員配置などを行うことが考えられる。

##### 【民間主体を活用した相談体制の展開】

- 児童相談所における相談業務と一時保護などの一部の機能を、児童相談所の措置によらない形で、民間の主体が担うことが考えられないか。
- 周産期医療機関でのソーシャルワーク体制を確立し、病院間のネットワークをつくり、思いがけない妊娠や一人での自宅出産や車中出産に即座に対応できるようにすべきである。

##### 【相談窓口の周知、情報提供に関する課題と意見】

- 妊娠・出産・養育相談について、妊娠期から匿名でも受け付ける体制をとり、周知を図っていく必要があるのではないか。
- 全国統一の短縮電話番号を導入するなど、誰でもわかりやすい相談窓口を

設置し、周知する必要はないか。

【相談対応における工夫に関する課題と意見】

- 相談対応スタッフの訓練・学習の充実が重要である。

【リスクの高い家庭への支援に関する課題と意見】

- さまざまな要因から養育困難が予想される家庭や、児童相談所が既に関わっている家庭などに対して、通常の見守りより頻繁かつ丁寧に関わるなど、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等での対応の強化を図る必要がある。

(2) 妊娠期からの支援体制の強化に関する課題と意見

【妊娠期からの支援についての啓発に関する課題と意見】

- 「思いがけない妊娠」への対策という観点から、妊娠初期から相談・助言・支援が受けられるように、教育・啓発活動をしっかりとすることが必要である。

【妊娠期からの関わりの強化に関する課題と意見】

- 妊娠期からの地域における支援体制の整備が必要である。
- 周産期医療機関と市町村保健・福祉部署との連携強化が必要である。

【何らかの支援が必要なケースに関する課題と意見】

- 乳児院などに既にきょうだいが入所している事例について、児童相談所は、母親の妊娠など家庭状況の把握に、きめ細かく対応する必要がある。
- レイプによる妊娠の場合、女性にとって心身のケアが重要である。
- 親が養育の意識が低い場合には、市町村保健・福祉担当者が妊娠期から積極的に出向いていくことも必要である。

【親が障がい児の養育に対応するための対策強化の課題と意見】

- 子どもに障がいがある場合、親への告知の在り方を含め、周産期医療機関における的確な対応が必要である。

【出産そのものへの支援に関する課題と意見】

- 出産や妊産婦健診への補助制度の充実が重要である。

(3) 社会全体での取組に関する課題と意見

【若者への教育の徹底に関する課題と意見】

- 学校において「命を大切に教育」を充実することが必要である。

【すべての世代の親の意識・啓発に関する課題と意見】

- すべての世代の親に対して、親の責任や命の大切さなどを、改めて教育・啓発していく手法を考えていく必要がある。
- 男性自身が、妊娠・出産・養育の問題は男性の問題でもあることを認識すべきである。

【戸籍をめぐる問題、社会の目への意識に関する課題と意見】

- ゆりかご事例の子どもは、戸籍の取扱いでも不利益を被っている。
- シングルマザーや非嫡出子(婚外子)に対する社会的な偏見の解消に向けた努力が必要である。

【ゆりかごを考えるための情報発信】

- 児童相談所が関与しながらゆりかご利用となった事例については、要因を検証し、検証結果を社会に情報発信していくことが重要である。

2. ゆりかごの運用面での課題と意見

(1) 慈恵病院での対応における課題と意見

【施設の運用面での課題と意見】

- 病院では、事例が発生した都度運営会議を開催するなど、運営における問題点や課題の抽出と対応策の検討が行われるなどの体制がとられている。

【事例発生時の初期対応における課題と意見】

- 病院では、事前に相談をするよう呼びかける努力をするなど、「ゆりかごと相談が一体となった運用」がなされている。
- 病院では、子どもが出自を知ることができるよう、利用者に対して、手紙・メッセージや情報を残すような呼びかけや工夫をすることが必要である。
- ゆりかご利用の前に、匿名性に配慮しつつも、病院への相談を促すような何らかの工夫ができないか。

【母子の身体的な安全の確保】

- 一人での自宅出産や、遠方から生まれてまもない新生児を連れてくる行為は、命の安全という点でも懸念され、できるだけ母子の身体的な安全性を高める工夫ができないか。

(2) 児童相談所の初期対応における課題と意見

【児童相談所の初期対応における課題と意見】

- 慈恵病院と熊本県中央児童相談所で十分な連携が図られるようになるまでの間、病院からの通告が遅れるなど初期対応で問題もあったが、現在は改善されている。
- 病院相談事例では、遠隔地からの相談で母体保護など緊急な対応を要するケースが見られた。

【手続きの共有化に関する課題と意見】

- 全国の児童相談所に、ゆりかご事例については、現行の児童福祉制度に沿

った形での対応をしていくという認識の共有を求めていく必要がある。

- 将来的に、国も関与して、改めて対応のルールづくりを進めていく必要があるのではないか。

### (3) 利用状況などの公表（情報の公開）に関する課題と意見

【対外的な公表とマスメディアの報道に関する課題と意見】

- ゆりかご事例では、報道によってゆりかごの存在が広く知られ、ゆりかごの利用を呼ぶといった傾向も否定できない。
- ゆりかごの個別事例が報道されたことによって、親の判明につながり、子どもの出自を知る権利が守られた事例があった。
- 子どもの人権と福祉が守られ、その後の平穏な生活と人生を送ることできるよう、子どもに配慮した報道が望まれる。

【専門機関への情報の提供、情報の交換に関する課題と意見】

- 全国の児童相談所などに対して、ゆりかご事例の背景に見られるような深刻な問題が現実には少なくないことについて、情報発信をじていくべきではないか。

## 3. ゆりかごに預け入れられた子どもの支援に関する課題と意見

### (1) 児童相談所などでの保護・支援における課題と意見

【子どもを保護した以降の対応についての課題と意見】

- 児童相談所が行う社会調査は、「子どもの最善の利益」を守る観点から、できるだけ親や家庭の状況の把握に努めるものとして必要である。
- 医療機関を含めた関係機関に対して、社会調査への協力を求める必要がある。
- 今後は、子どもの最善の利益を図る観点から、警察においても、調査がなされるよう連携・協力を求めることを検討すべきではないか。
- 子どもの記録や遺留品は、児童相談所が責任をもって管理し、子どもの養育先に引き継いでいくことが重要であり、そのルール化が必要である。

【子どもの一時保護、措置にあたっての課題と意見】

- ゆりかご事例では、保護者が判明してから身柄付きでのケース移管に至るまでに、比較的時間がかかる場合が多い。
- 現実として、県外の各地域からのゆりかごの利用が続いており、熊本県だけで子どものその後の人生まで担うことには限界がある。
- ゆりかごが広域的に利用されていることから、全国的に対応すべき問題が

伏在しており、将来的には、国の政策的な対応と関与が必要ではないか。

### (2) 子どもの健全な成長の確保に関する課題と意見

【乳児院、里親などでの適切な援助における課題と意見】

- 子どもの事前の状況が把握できないケースが大半であり、施設などで子どもを養育していく上で、児童相談所などの十分な支援が必要である。

【子どもの人生についての課題と意見】

- 子どもの出自に関して、子どもへの告知の責任者、時期、内容、方法など、あらかじめ専門的見地から検討を行い、備えておくことが必要である。

### (3) 里親制度と特別養子縁組制度をめぐる課題と意見

【里親制度に関する課題と意見】

- わが国では、里親制度などの利用は少ないが、ゆりかごに預け入れられた子どもを家庭で養育する制度の積極的な活用の道を開くべきであろう。

【特別養子縁組に関する課題と意見】

- 特別養子縁組について、更に周知することが必要ではないか。
- 特別養子縁組については、制度発足から約 20 年を経過しており、制度を総括、評価し、必要に応じて見直しをすることが必要ではないか。
- ゆりかごに預け入れられた子どもについて、特別養子縁組の認定がスムーズに進むのかなど、現行の制度で十分か検討する必要がある。

## 4. ゆりかごの社会的な位置づけに関する意見

### (1) ゆりかごの持つ特性

- ゆりかごは、子どもの命が救われる反面、匿名であるために子どもの権利やその後の安定した生活が保障されないといった、メリットとデメリットの両面を併せ持つ仕組みである。
- ゆりかごの持つ特性として、仕組みとしての特性、親の立場から見た特性、子どもの立場から見た特性、社会全体から見た特性を指摘できる。

### (2) ゆりかごの意義と課題とは

【ゆりかごの意義（命の保障＝メリット）】

- ゆりかご設置の一つの意義は、結果的には「命が助かる」という点であり、「子どもの命を守るぎりぎりの選択」として一定の有効性は認められる。
- 慈恵病院などで、妊娠・出産についての相談が急激に増加した。

- 社会的養護が必要な子どもが多数存在し、ケアが必要であることに対する認識と関心が高まった。

#### 【ゆりかごの課題（子どもの人権・子どもの福祉=デメリット）】

- 子どもの「命」が救われても、その後の「人生」や「生活」が救われたことになるのか。
- 子どもの出自を知る権利が担保されない。将来「子どものアイデンティティの危機」を招くおそれがある。
- 子どもへの保健・医療上重要な情報を得ることができないことで、子どもがよりよい保健・医療サービスを受けることを妨げる危険性がある。

#### （3）ゆりかごの利用状況をどうとらえるか

##### 【利用者（親）の事情、意識の問題】

- 利用の背景や事情について、今後、事例の検証を積み重ねていく必要がある。
- 妊娠・出産・養育に関する問題における男性の役割、父親の役割をもっと考えていくべきである。
- 現段階では、ゆりかごの利用を直ちに否定することはできないが、匿名で子どもを預けることは、他に取得手段・方法がないといった「最後の砦」となるべきである。
- 匿名で子どもを預けるという行為は、子どもの人権、子どもの将来といった観点から、一般的に容認することはできない。

##### 【遺棄の助長につながっているのか】

- 現時点で、利用状況から、遺棄の助長となっているかを判断することは難しい。
- 今後、利用状況を監視していくとともに、安易に利用されることのないよう注意喚起が必要である。

#### （4）ゆりかごをどう位置づけるか

- 民間がボランティアで行っている事業としては一定の社会的意義を認めるが、それを公の制度とすることについては慎重であるべき。
- 熊本での設置が認められた事例がある以上、他県でも設置が進む可能性がある。ただし、設置が広がる場合は、この検証結果も踏まえた対応が必要と考える。

## 第4章 当面の課題への早急な対応

### （1）慈恵病院・熊本県・熊本市に対する要望

- ① 三者の連携した対応、遺留品などの保存と管理の徹底（慈恵病院・熊本県・熊本市に対する要望）。
- ② 母子の心身の安全確保と情報・手がかりを残す工夫（慈恵病院に対する要望）。
- ③ 子どもの援助における子どもの最善の利益を第一に考えた対応（熊本県に対する要望）。
- ④ ゆりかごの運用状況の検証の継続と公表時期の再検討（熊本県・熊本市に対する要望）。

### （2）国に対する提言と要望

- ① 全国の児童家庭相談体制の充実。
- ② 周産期医療機関などでの親への支援や相談の充実、全国ネットワークの構築など妊娠期からの支援の強化。
- ③ 学校における若者への命を大切にする教育の徹底。
- ④ 里親制度の拡充などさらなる充実と、特別養子縁組制度の総括の実施。
- ⑤ 棄児に関する統計の整備と調査研究。

### （3）全国の行政・関係機関に対する要望

- ① 手厚い支援が求められる事例への万全の対応と、ゆりかご事例について児童相談所が関与していた事例の検証の実施（児童相談所に対する要望）。
- ② 妊娠の時期からリスクが高いと判断されるケースの母子に対する適切な支援と、市町村などに対する早期の的確な情報提供（周産期医療機関に対する要望）。
- ③ 熊本中央児童相談所が行う社会調査への理解と協力（関係機関に対する要望）。
- ④ 妊娠の時期からの見守りの強化と出産後の早期の家庭訪問の実施など、地域における見守り体制の強化（全国の児童相談所や市町村に対する要望）。

### （4）マスメディア関係者に対する要望

- ① ゆりかごに預け入れられた子どもたちのプライバシーが守られるような配慮した報道。

## おわりに

- 当中間とりまとめは、これまで当検証会議において議論された課題や意見を網羅的に整理したものであり、ゆりかごに対する確たる評価を明らかにしたものであるのではない。
- 記載した事項は、委員の間で細かなニュアンスの違いや濃淡があるものの、共通認識として確認できた内容であり、今後、最終報告に向けて、本格的に議論していくこととなる。
- 提言・要望については、早急に対応すべき当面の課題に止めているが、将来的な課題への対応については、引き続き、今後のゆりかごの運用・利用状況を踏まえつつ、検討を続けていくこととした。
- 最終報告で整理された提言・要望については、国をはじめ関係機関において、真摯に受け止めていただくことを願っている。
- 今後、多くの方々がそれぞれの立場から、ゆりかごが問いかけていることについて、真剣に考え行動していただくことを、委員一同心から願っている。

### <検証会議委員> ※座長以外は、「あいうえお」順

◎座長 柏女靈峰	淑徳大学総合福祉学部教授	(児童福祉、児童心理)
奥山真紀子	国立成育医療センターこころの診療部長	(小児精神保健)
高木絹子	熊本県人権擁護委員 弁護士	(法律)
田中昭子	あゆみ保育園 主任保育士	(保育)
恒成茂行	熊本大学名誉教授	(法医学)
山縣文治	大阪市立大学生活科学部教授	(社会福祉、児童福祉)
良永彌太郎	熊本大学法学部教授	(社会保障法学)

### <事務局>

- ・事務局：熊本県少子化対策課
- ・当検証会議は熊本県が設置し、熊本県と熊本市が共同で運営している。